

京銀 IC キャッシュカード規定

1. IC カードの発行等

- (1) 京銀 IC キャッシュカード（以下、「IC カード」といいます。）とは、当行が普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。）および貯蓄預金（以下、これらを「預金」といいます。）について発行する京銀キャッシュカードおよび京銀総合口座 RICH 当座貸越契約書（以下、「契約書」といいます。）にもとづき発行する京銀 RICH カードのうち、IC チップを搭載したキャッシュカードをいいます。
- (2) この規定に定めのない事項については、預金について発行した IC カードは京銀キャッシュカード規定、契約書にもとづき発行した IC カード（以下、「RICH カード」といいます。）は京銀 RICH カード規定により取扱います。

2. IC カードの利用

- (1) IC カードの利用にあたっては、あらかじめ第4条に定める指静脈情報の登録を行ってください。
- (2) IC カードは、次の場合に利用することができます。
 - ① 当行および当行がオンライン現金自動預金機・現金自動支払機の共同利用による現金預入業務、現金支払業務、振込業務を提携した金融機関等（以下、「提携先」といいます。）の現金自動預入払出兼用機（現金自動支払機を含みます。以下、「自動機」といいます。）を使用して預金の払戻し（当座貸越による払戻しを含みます。）をする場合等京銀キャッシュカード規定第1条（RICH カードの場合は、京銀 RICH カード規定第2条）に定める取引をする場合
 - ② その他当行所定の取引をする場合
- (3) IC カードは当行および提携先所定の時間帯に限り利用することができます。ただし、一部の提携先では、提携先の都合により、IC カードが利用できない自動機を設置している場合があります。当該提携先では、前項の規定にかかわらず、IC カードの利用はできません。

3. 指静脈認証

指静脈認証とは、当行との間の銀行取引において、お客さまがご本人であることの確認手段の一つとして用いる認証方式で、IC カード上の IC チップに当行所定の機器、操作および手続きにより預金者であるお客さまの指静脈パターンを登録（登録した指静脈パターンを「指静脈情報」といいます。）し、これを当行または提携先所定の機器により当該預金者であるお客さまの指静脈パターンと照合することにより認証を行うものをいいます。なお、指静脈情報は、IC カード上の IC チップ内のみに登録・保管し、当行は情報を保有しません。

4. 指静脈情報の登録

- (1) 指静脈情報の登録は、当行本支店の窓口にて取扱います。お客さまが書面によって当行本支店の窓口にて、IC カードを添えて申し込んでください。この場合、当行は当行所定の方法により本人確認を行い、申込内容を確認して、当行所定の機器により IC カード上の IC チップに指静脈情報を登録します。(IC チップに指静脈情報が登録された IC カードを「登録済 IC カード」といいます。) なお、十分な本人確認ができない場合には、当行は指静脈情報の登録をおことわりすることがあります。
- (2) 第9条第1項第5号または第12条第1項により、同項に定める新カードを発行した場合には、同項に定める旧カードが登録済 IC カードに限り、当行所定の指静脈認証機能付の自動機（以下、「指静脈認証対応機」といいます。）を使用して、新カード上の IC チップに指静脈情報を登録することができます。登録には、指静脈認証対応機の画面表示等の操作手順に従って、旧カードおよび新カードを挿入し、操作をしてください。登録完了後、旧カードは、IC チップ に登録された指静脈情報を消去のうえ、当行が回収します。

5. 指静脈情報の利用範囲

- (1) 登録済 IC カードにより、当行または提携先所定の指静脈認証対応機を使用して、預金の払戻し、第4条第2項に定める指静脈情報の登録その他当行所定の取引（以下、「払戻し等」といいます。）をする場合には、指静脈認証による本人確認を行います。
- (2) その他、登録済 IC カードにより、当行本支店の窓口において、払戻し等の手続きを行う場合には、当行所定の機器を使用して指静脈認証による本人確認を行います。

6. 暗証・指静脈情報の照合等

- (1) 当行は、自動機の操作の際に使用された IC カードが、当行がお客さまに交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証が一致していることを当行所定の方法により 確認のうえ、払戻し等を行います。
- (2) 登録済 IC カードが指静脈認証対応機で使用された場合には、当行は前項によらず、指静脈情報について当行または提携先所定の機器によって同一性が認定され、かつ指静脈認証対応機の操作の際に使用された登録済 IC カードが、当行がお客さまに交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証が一致していることを当行所定の方法により確認のうえ、払戻し等を行います。なお、この場合における1回および1日あたりの払戻し等は、当行または提携先所定の金額の範囲内とします。
- (3) 登録済 IC カードが当行本支店の窓口の当行所定の機器で使用された場合は、当行は前2項によらず、指静脈情報について当行所定の機器によって同一性が認定され、かつ使用された登録済 IC カードが、当行がお客さまに交付したカードであることを当行所定の方法により確認のうえ、払戻し等を行います。なお、この場合は払戻し請求書等の届出書類への記名押印を省略出来るものとします。
- (4) 前3項の場合、IC カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、京銀キャッシュカード規定第15条、第16条（RICHカードの場合は、京銀 RICH カード規定第15条、第16条）に定める場合を除き、当行および提携先は責任を負いません。

7. 代理人による IC カードの利用

- (1) 代理人（同居の親族1名に限ります。）による預金の預入れ（当座貸越金の返済を含みます。）・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、お客さまご本人から代理人の氏名、暗証を届出てください。この場合、当行は代理人のための IC カードを発行します。なお、第4条に定める指静脈情報の登録は、代理人の同意を得て、お客さまご本人から申し込んでください。
- (2) 代理人カードについては、契約書にもとづく当座貸越による払戻しには使用できません。
- (3) 代理人の IC カードの利用についても、この規定を適用します。

8. 認証装置の障害時の取扱い

指静脈認証を行う当行または提携先所定の機器に障害が生じた場合、その他の相当の事由がある場合は、指静脈認証対応機による払戻し等を一時的に中止する場合があります。また、当行および提携先に故意、重大な過失がない場合は、当行および提携先は免責されるものとします。

9. IC カードの有効期限

- (1) 平成 19 年 7 月 31 日以前に発行された IC カード
 - ① IC カードの有効期限は、発行月の5年後の応当月月末とします。
 - ② RICH カードの有効期限は、前号の規定にかかわらず、契約書に定める取引期限とし、契約書に定める取引期限が延長された場合には、自動的に延長します。ただし、延長された取引期限が発行月の5年後の応当月月末以降となる場合には、発行月の5年後の応当月月末を有効期限とします。
 - ③ 契約書に定める当行との約定により京銀総合口座 RICH 取引が終了した場合には、使用中の RICH カードは有効期限のいかんにかかわらず無効とします。
 - ④ 前号の規定により RICH カードが無効となった場合には、直ちに RICH カードを当店に返却してください。ただし、当行が預金口座について RICH カードの利用を認めた場合には、前号の規定にかかわらず、RICH カードは発行月の5年後の応当月月末まで引続き有効とします。この場合、この規定に定めのない事項については、第1条第2項の規定にかかわらず、京銀 RICH カード規定にかえて京銀キャッシュカード規定により取扱うものとします。
 - ⑤ IC カードの有効期限（発行月の5年後の応当月月末の有効期限に限ります。本項および第10条において同じです。有効期限が到来する IC カードを、以下、本項において「旧カード」といいます。）が到来する場合には、あらかじめ有効期限を更新した IC カード（以下、本項において「新カード」といいます。）を送付します。新カードには、すみやかに第4条に定める指静脈情報の登録を行ってください。
 - ⑥ 有効期限到来後、旧カードは無効となります。ただし、有効期限到来前に新カードを使用されたとき、もしくは新カードの IC チップ上に指静脈情報の登録をしたときは、使用中の旧カードは無効となります。

⑦ 無効となった旧カードは、第4条第2項に定める指静脈情報の登録に使用する場合を除き、お客さまの責任において廃棄してください。

(2) 平成19年8月1日以降に発行した IC カード

① IC カードの有効期限は、定めないものとします。ただし、当該 IC カードに適用される各種規定等において別段の定めがある場合には、その定めにより取扱うものとし、RICH カードについては、京銀 RICH カード規定第18条により取扱うものとします。

② 前号ただし書きに定める有効期限の到来時に有効期限を更新した IC カードを送付する場合には、前項第5号、第6号、第7号により取扱うものとします。

10. カード再発行手数料

(1) IC カードの再発行にあたっては、当行所定のカード再発行手数料をいただきます。なお、IC カードの再発行を行う場合は、通帳および払戻請求書の提出なしに当該預金口座から再発行手数料を引落出来るものとします。

(2) IC カード再発行手数料の引落しができない場合は、IC カードの利用をおことわりすることがあります。

11. IC カードの解約等

つぎの場合、IC カードは解約となります。この場合には、当行からの請求がありしだい直ちに IC カードを当行へ返却してください。

① お客さまから IC カードの解約の申出があった場合

② お客さまから指静脈情報の削除の申出があった場合

③ 当行普通預金規定、貯蓄預金規定または総合口座取引規定により預金口座が解約となった場合

12. 切替発行時の取扱い

(1) 京銀キャッシュカード・京銀 RICH カード・IC カード（以下、本条において「旧カード」といいます。）を発行している預金について新たに IC カード（以下、本条において「新カード」といいます。）を発行した場合（この取扱いを「切替発行」といいます。）には、新カードを使用されたとき、新カード上の IC チップに指静脈情報を登録したとき、旧カードは無効となります。

(2) 無効となった旧カードは、第4条第2項に定める指静脈情報の登録に使用する場合を除き、お客さまの責任において廃棄してください。旧カードの偽造、盗難、紛失等により生じた損害については、京銀キャッシュカード規定第15条、第16条（RICH カードの場合は、京銀 RICH カード規定第15条、第16条）に定める場合を除き、当行は責任を負いません。

13. 規定の変更

この規定は、民法第 548 条の 4 の規定にもとづき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページへの掲載による公表その他の相当の方法により周知することにより変更出来るものとします。

【個人情報保護法関連条項】

京銀 IC キャッシュカード（以下、「IC カード」といいます。）の申込をされるお客さまおよびその代理人は、当行が次の目的のために IC カード上の IC チップに自己の指静脈情報を登録・保管することに同意するものとします。

- (1) 指静脈情報は、当行または当行がオンライン現金自動預金機・現金自動支払機の共同利用による現金預入業務、現金支払業務、振込業務を提携した金融機関等（以下、「提携先」といいます。）所定の機器により、お客様ご本人およびその代理人の指静脈パターンと IC チップに登録・保管した指静脈パターンを照合することにより、当行との間の銀行取引について当行がお客さまご本人またはその代理人であることを確認する手段ならびに申込、届出等の意思を確認する手段として使用します。
- (2) 指静脈情報を利用する当行との間の銀行取引については、原則として次に定めるところによります。
 - ① IC チップに指静脈情報が登録された IC カード（以下、「登録済 IC カード」といいます。）により、当行または提携先所定の指静脈認証機能付の現金自動預入払出兼用機（現金自動支払機を含みます。）を使用して、預金の払戻しその他当行所定の取引をする場合
 - ② その他、登録済 IC カードにより、当行本支店の窓口において、当行所定の機器を使用して、払戻し等をする場合（ただし、銀行法施行規則等により、適切な業務運営その他の必要と認められる場合に限ります。）

以上

2024 年 7 月 8 日現在